

香川県営業時間短縮協力金(第4次)のご案内

香川県の営業時間短縮の再延長要請により、令和3年6月1日(火)午前0時～6月14日(月)午後12時の再延長期間を通して、営業時間短縮にご協力いただいた飲食店を運営する事業者の皆さまに対し、香川県営業時間短縮協力金(第4次)をお支払いします。

香川県内における飲食店への営業時間短縮の再延長要請について

実施期間(再延長期間)：6月1日(火)午前0時～6月14日(月)午後12時

対象：県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗(小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)

内容等： 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮を要請します。

飲食店において、営業時間は、午前5時から午後9時までとしてください。

酒類提供は、午後8時までとしてください。

営業時間短縮にご協力いただいた飲食店には協力金をお支払いします。

【対象とならない店舗の例】

- × 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- × ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- × イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- × 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー
- × ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- × 社員食堂等において、特定の者を対象として飲食を提供する場合

主な支払い要件

- ✓ 定休日を除き、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんのでご注意ください。
- ✓ 深夜営業をされている店舗について、6月1日(火)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。
- ✓ 通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合、対象となりません。

! 申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。次ページの掲示様式をご活用ください。

(お願い)営業時間短縮等の実施、感染防止対策の実施の掲示

○営業時間短縮等を実施していることを示すこの様式又は同等の内容が含まれたものを利用者が分かるように、店舗の入口等の見やすい場所に掲示してください。

営業時間短縮のお知らせ

香川県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**時短営業**を実施します。

○実施期間
6月1日(火)～6月14日(月)

○時短営業期間中の営業時間
□時 □分～□時 □分
(過期の提供は、□時 □分まで)

○通常(時短前)の営業時間
□時 □分～□時 □分

○店舗名
□□□□□□□□□□

休業のお知らせ

香川県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**休業**を実施します。

○実施期間
6月1日(火)
～6月14日(月)

上記の期間中、**休業**いたします。

○店舗名
□□□□□□□□□□

○感染防止対策を徹底していることを示すこの様式又は同等の内容が含まれたものを利用者が分かるように、店舗の入口等の見やすい場所に掲示してください。

**新型コロナウイルス
うつらない、うつさない**

当事業所は、
お帰された、感染拡大予防ガイドライン等に
基づき、感染防止対策を実施しています。

○従業員の**体調確認**を徹底します。

○**三つの「密」**(密閉・密集・密接)の防止
を徹底します。
(十分な間隔の確保、換気を行う)

○飛沫感染、接触感染の防止を徹底します。
(マスク着用、手指の消毒の励行)

その他、以下のような対策を実施します。

□□□□□□□□□□

御理解と御協力をお願いいたします。

事業所長

協力金の金額

○対象となる店舗ごとに、次の方法で計算した店舗ごとの額を合算した額が、協力金の支払い金額となります。

- ・店舗ごとの協力金の額 =
1日当たりの協力金の額 × 時短要請に応じた日数(注1)
- ・1日当たりの協力金の額の求め方

		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高(税抜き)		
		8万3,333円以下	8万3,333円超 ～25万円以下	25万円超
中小企業	売上高方式	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 【1日の飲食業売上高の3割】 (1千円未満は切り上げ)	7.5万円/日
	売上高減少額方式	前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額(※)×0.4 (1千円未満は切り上げ) ただし、「20万円」又は 「前年若しくは前々年の1日当たりの飲食業売上高×0.3」 (1千円未満は切り上げ)のいずれか低い額が1日当たりの上限額		
大企業 (売上高減少額方式)		※「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年又は前々年の 「飲食業売上高を参照する期間」における1日当たりの飲食業売上高から 本年の6月(又は6月1日～6月14日)の1日当たりの飲食業売上高を控除 して計算します。		

(注1)日数には、定休日や再延長要請前に店休日としていた日は含みません。

(注2)「飲食業売上高を参照する期間」は、次の①～④の場合があります。

- ①前年の6月、②前々年の6月、③前年の6月1日～6月14日、④前々年の6月1日～6月14日

協力金の計算方法

売上高の計算方法

- 営業時間短縮の要請の対象となる飲食業のみを行っている場合は、店舗ごとに、その売上高を飲食業売上高として計算します。
- 営業時間短縮要請の対象とならない事業(テイクアウト、物品販売等)も行っている場合は、原則として、それらの事業を除外して飲食業売上高を計算します。
- 1日当たり飲食業売上高について、次の①又は②から選択して計算します。
 - ① 月単位方式(前年又は前々年の6月の飲食業売上高を参照する)
 - ② 時短要請期間方式(前年又は前々年の6月1日から6月14日までの飲食業売上高を参照する)
- 月単位方式、時短要請期間方式のいずれの場合も、飲食業売上高を参照する期間に休業日(定休日や不定休による店休日)があった場合には、その日数を除いて1日当たりの飲食業売上高を計算します。
- 売上高減少額方式で用いる本年の6月(又は6月1日から6月14日まで)の1日当たりの飲食業売上高についても、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いて計算します。

売上高の計算に係る例外

- 月単位又は店舗単位の飲食業売上高を把握することが困難な場合においては、例外として、次の方法によることも可能です。
 - ・ 店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数(休業日を除く)で除すことにより、1日当たりの飲食業売上高を計算すること
 - ・ 事業者全体の飲食業売上高を店舗数で除すことにより店舗単位の飲食業売上高を計算すること
- 飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合や、飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請等の影響を必然的に受けることとなる場合には、飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

新規開店等の特例

- **新規開店特例 ※大企業を含む**
時短要請月(6月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上高が存在しない場合、開店の日から時短要請期間の開始日の前日(5月31日)までの期間の飲食業売上高の合計を、同期間の日数で除して、1日当たり飲食業売上高を計算し、1日当たりの協力金の金額を計算することとします。
- **合併・法人成り・事業承継特例**
合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算することを認めます。
- **罹災特例**
前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々年の時短要請月(期間)の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算することを認めます。

申請時に提出いただく主な書類

共通書類

- ①香川県営業時間短縮協力金(第4次)申請書
- ②(個人事業主の場合のみ)本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し)
- ⑥誓約書
- ⑦(該当者のみ)飲食店等営業許可証に係る申立書
- ⑧営業時間短縮の実施状況が分かるもの
- ⑨申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの)

前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が 8万3,333円(税抜き)超の場合

(上記の①から⑨までに加え、)

- ⑩前年又は前々年の6月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し(時短要請期間方式を選択する場合は、6月1日から6月14日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
- ⑪前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写しでも可)

売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合

(上記の①から⑪までに加え、)

- ⑫本年の6月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、6月1日から6月14日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
- ⑬本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可)

※ 上記のほか、売上高の計算に係る例外や、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類が必要となります。

提出書類の省略

第1次から第3次の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、②、③、④、⑤、⑪の書類の提出を省略できます。